



■ 関係機関との調整及び現場視察

- 8月24日 中信森林管理署白馬森林事務所  
現道は国有林地内にあり、村に無償で貸している。既に車両が走行しており、バスを走らせることに関しても特段問題はないと思われるが、有償運行となると地代が発生する可能性がある。  
白馬尻まで延伸することになったとしても、特に支障はない。
- 8月31日 長野県北アルプス地域振興局(環境課、林務課)  
猿倉～白馬尻はの登山道は「歩道」という扱いになっている。車道部分については「治山運搬路」という形で保安林地図には掲載されているが、自然公園法上は存在しないものとなっている。  
保安林解除については本省で取り扱うこととなるが、村が申請すれば公共性の点から認められる可能性は高い。一般の人が利用するとすると、公道として道路構造令に做らなければならず、幅員や安全対策など工事の程度により保安林解除が厳しくなる。  
公道化するとすると、審議会・公聴会・パブコメなども含めて2年くらいは要すると思われる。
- 9月5日 松本砂防事務所姫川出張所  
現時点で直轄砂防事業の予定はないが、上流の松川猿倉北股上流砂防堰堤(3D堰堤)を長野県姫川砂防事務所の砂防カードに掲載していただく予定で砂防事業PRIに努めたい。
- 9月19日 現場視察(SBドライブ、長野県北アル地域振興局環境課)  
<猿倉～御殿場>  
勾配(傾斜)はそれほどきつくないが、沢を渡る部分など地面が削られて窪みになっている箇所が複数ある。路肩崩落や落石の対策も必要。  
<御殿場～白馬尻>  
勾配(傾斜)もきつ、道路として整備するためには相当な費用を要する。
- 9月26日 長野県姫川砂防事務所  
大雪渓までは砂防法6条指定地であるが、50cmを超える掘削や土地の改変等が無ければ指定地行為には該当しないため問題ないと思われる。砂防カードに国交省の松川猿倉北股上流砂防堰堤を掲載する。車両の運行については行為対象外であるが、砂防施設から5m以内の工作物設置は対象となる可能性もある。土石流対策等については国に要望するのが良いのではないかと。
- 10月16日 国土交通省松本砂防事務所長 前砂防部長との懇談(村長)